

平成29年9月11日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成29年9月11日(月)午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者19名

1番 山崎 清弘	2番 鈴木 明	3番 棒引 昭治	4番 前田 登
5番 福嶋 隆	6番 更井 寛司	7番 廣田 純一郎	8番 瀧本 和明
9番 田中 壽一	10番 青木 登	11番 日下 崇	12番 鈴木 直孝
13番 上森 力	14番 上中 悠司	15番 岡上 達	16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司	18番 松本 忠巳	19番 峯園 五郎	

欠席者

事務局 局長 平田 耕一 農地係長 岡内 伸午 企画員 片井 恵子

会議録署名委員 7番 廣田 純一郎 9番 田中 壽一

議長 長 皆さん、こんにちは。先日、市長に対し、三役と局長とで農業委員会の改正がありましたということで挨拶に伺った次第です。何とか農業で明るい話題が見つけれればいいなというお話をしてきたところです。梅においてはかなり高単価で推移しましたし、梅干においても1万円に近い価格で動いているようで、少し明るい話題があればと思っております。みかんもこのような天気で、肥大も心配されますが、味は良いということで雨を待ちたいと思っております。それでは早速進めさせていただきます。

議長 長 それでは最初に、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございますので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上 田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 291㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年10月1日から平成32年8月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 560㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年10月1日から平成36年9月30日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、601㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成29年10月1日から平成32年9月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 279㎡、他2筆、合計3,057㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間3万円・口座払い、期間は平成29年10月1日から平成34年9月30日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 700㎡、他1筆、合計4,110㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年10月1日から平成49年9月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 507㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間25,000円・口座払い、期間は平成29年10月1日から平成39

年9月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、511㎡、他3筆、合計3,026㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間25,000円、口座払い、期間は平成29年10月1日から平成49年9月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,448㎡の内1,529㎡、他1筆、合計2,451㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・みかん、期間は平成29年10月1日から平成39年9月30日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,378㎡、他2筆、合計1,965㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成29年10月1日から平成39年9月30日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、506㎡、他1筆、合計1,007㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成29年10月1日から平成39年9月30日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,004㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成29年10月1日から平成39年9月30日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、482㎡、他2筆、合計1,376㎡、貸し手は〇〇〇字〇〇〇〇、借り手は〇〇〇字〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成29年10月1日から平成39年9月30日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、548㎡、他1筆、合計814㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成29年10月1日から平成39年9月30日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、963㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年10月1日から平成49年9月30日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、967㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年10月1日から平成49年9月30日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,081㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年10月1日から平成34年9月30日の新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、8,550㎡の内4,275㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年10月1日から平成49年9月30日の新規です。合計17件、30筆、32,055㎡、貸し手12名、借り手4名です。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番を除いてお願いします。2番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。
はい、3番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。
はい、4番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。
はい、5番。

〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	はい、6番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	はい、7番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。7番、8番について、異議ございません。
議 長	はい、9番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。9番、10番、11番、12番、13番について、異議
議 長	ございません。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。14番、15番、16番、17番について、異議ござい
議 長	ません。
委員 全員	以上16件異議なしとのことをございます。そのように取り計らってよろ
議 長	しいでしょうか。
委員 全員	異議なし。
議 長	はい、それではそのようにさせていただきます。それでは1番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。1番について、異議ございません。
議 長	以上1件異議なしとのことをございます。そのように取り計らってよろ
委員 全員	しいでしょうか。
議 長	異議なし。
	はい、それではそのようにさせていただきます。それでは定例委員会に移
	りたいと思います。本日の欠席委員さんはございません。本日の会議録署
	名委員に、7番廣田純一郎委員さん、9番田中壽一委員さんよろしくお願
	いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、
	議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請につ
	いて、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14条による協議につ
	いてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請に
	ついて、事務局の説明をお願い申し上げます。
片井 企画員	1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていた
	だきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現
	況が畑、面積は755㎡、他2筆、合計1,346㎡、譲渡人は〇〇〇、
	〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇
	〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は255㎡、譲渡人
	は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地
	の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が田、面積は511
	㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。
	4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積
	は281㎡、他9筆、合計8,379㎡の内8,148.62㎡、貸人は
	〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借11年間設定、経
	営移譲です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況
	共に畑、面積は449㎡、他4筆、合計5,979㎡、譲渡人は〇〇〇、
	〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。6番、土地の所在は〇
	〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は618㎡、譲渡人は

〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は381㎡、他2筆、合計1,605㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,355㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は16㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,383㎡、他4筆、合計4,870㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は935㎡、他1筆、合計1,000㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は327㎡、他1筆、合計1,196㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上12件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長
〇〇番 委員

ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。1番、2番、3番と同じ所有者でございます。ご本人は耕作できる状態ではありませんので、財産を処分するという事です。近隣の方3名に売買します。異議ございません。4番については親子の使用貸借です。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員
議 長
〇〇番 委員

はい、5番。
〇〇番〇〇です。親子関係です。異議ございません。
はい、6番。
〇〇番〇〇です。親戚の方に耕作していただいていたのですが、今回、ご近所の方に売買するという事です。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員
議 長
〇〇番 委員

はい、7番。
〇〇番〇〇です。あっせんによる売買です。異議ございません。
はい、8番。
〇〇番〇〇です。譲渡人は兄から相続しましたが、県外ということで、譲受人に贈与するという事です。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、9番。
〇〇番〇〇です。地籍関係で出てきた物件です。異議ございません。10番については親戚の方に贈与するとのことです。異議ございません。11番についても異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、12番。
〇〇番〇〇です。高齢で耕作できないということから贈与するとのことです。異議ございません。

議 長

はい、議案第1号農地法第3条申請12件異議なしとのことでございます。

委員 全員
議 長

岡内 係長

議 長

〇〇番 委員

そのように取り計らってよろしいでしょうか。

異議なし。

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

6ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は233㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設209.40㎡、通路23.60㎡、合計233㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成29年6月6日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。始末書有りです。隣接地に太陽光発電施設を設置するのに伴い、申請地の一部に跨って設置してしまいました。今後は農地法の規定を遵守するとともに農地の許可を受けることなく転用することはいたしません。この土地は周囲を道路と住宅に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は548㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場548㎡、着工日、工事期間は許可日より5ヶ月以内、農用地の内外は平成29年6月6日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,740㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅1棟276.90㎡、駐車場外1,463.10㎡、合計1,740㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成4年2月19日に除外となっています。隣接同意は不要でございます。水利同意はございます。この土地は周囲を道路に囲まれた農地で、第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番〇〇です。9月7日に事務局から2名、〇〇〇〇委員と私の合計4名で4条申請3件、5条申請8件について現地調査を行いました。1番、申請場所は〇〇〇〇から南西へ約1km、現況は休耕田で始末書のとおり一部パネルを設置しておりました。隣接状況は東側、南側が宅地、西側、北側が畑で同意あります。水利組合は不要です。転用理由は梅を栽培するために申請地を取得したところ、隣接農地の所有者からその農地の取得を懇願されたことより、隣接農地と一体に太陽光発電施設52.92kwを設置することとなりました。排水等は自然浸透です。問題ないと思います。

2番、申請場所は〇〇〇〇から東へ約650m、現況は梅畑です。東側が公衆用道路、南側が県道、西側が畑で同意あり、北側が市道で地元水利組合の同意もあります。転用理由は申請地を相続したが、兄に管理を依頼していました。その兄も高齢となったため、駐車場用地に転用するものです。排水については自然浸透、県道側及び市道側の既設水路は排水します。問

題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約600m、現況は梅畑です。隣接状況は東側が公衆用道路、南側、西側、北側は市道で地元水利組合の同意があります。転用理由は申請地は住環境に恵まれているため、共同住宅を建設し経営の安定を図るものです。転用内容は共同住宅と駐車場、排水等は雨水は北側及び西側市道側溝へ排水します。汚水・雑排水は合併処理後、西側市道側溝へ放流します。問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。私も現地確認をしてきました。異議ございません。
議長 長 はい、2番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番について異議ございません。
議長 長 はい、3番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番について異議ございません。
議長 長 はい、以上3件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員 異議なし。
議長 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
岡内 係長 7ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は363㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設259㎡、通路104㎡、合計363㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成29年6月6日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。この土地は周囲を道路と住宅に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が道路、面積は53㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は道路53㎡、着工日、工事期間は完成済、農用地の内外は平成29年6月6日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。始末書有りです。申請地を原野と認識し転用許可を受けずに工事を行いましたこと深く反省しております。今後は農地法を遵守しますので寛大な措置を賜りたく存じます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は974㎡、他1筆、合計1,546㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅7棟407㎡、道路等1,139㎡、合計1,546㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成29年6月6日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は183㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟84㎡、駐車場・庭園99㎡、合計183㎡、着工日、工

事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成29年6月6日に除外となっています。隣接同意は不要でございます。水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は1,049㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,049㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は210㎡、他1筆、合計445㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設445㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は〇〇〇〇が平成27年12月9日、〇〇〇〇が平成29年6月6日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は614㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設614㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意、水利同意は不要でございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は1,087㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,087㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意はございますが一部ございません。水利同意は不要でございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上8件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇から南西へ約1km、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が田、南側、西側、北側が畑で同意あり、水利組合は不要です。転用理由は高齢のため耕作放棄地となっており、今回、太陽光発電施設を設置するものです。排水等は自然浸透です。問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇から東へ約900m、現況は梅畑です。隣接状況は東側が畑で同意あり、南側が市道、西側が畑で同意あり、北側が宅地です。地元水利組合の同意もあります。転用理由は申請地の北側の住居を有する譲受人宅への進入路として転用するものです。排水等は南側市道側溝へ排水します。問題ないと思います。以上です。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。3番から私が説明いたします。3番、申請場所は〇〇〇〇より東へ約300m、現況は梅畑です。隣接状況は東側、南側、西側が

畑で同意あり、北側が県道です。地元水利組合の同意もあります。転用理由は農地の維持管理が困難で縮小を考えていたところ、分譲住宅用地として譲渡するものです。排水等は敷地内の側溝を経て北側県道側溝へ排水、汚水、雑排水は合併処理後県道側溝へ放流します。問題ないと思います。4番、申請場所は〇〇〇〇より南西へ約200m、現況は梅畑です。隣接状況は東側、南側、西側が畑で同意あり、北側が県道です。地元水利組合の同意もあります。孫の住宅用地として10年間の使用貸借を行います。排水等は合併処理後、雨水とともに集水桝を経て西側の既設水路へ排水します。問題ないと思います。5番、申請場所は〇〇〇〇から西へ約500m、現況は休耕田、隣接状況は周囲は田で同意あり、水利組合も同意あります。転用理由は農業経営が困難で、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。排水等は自然浸透です。問題ないと思います。6番、申請場所は〇〇〇〇より南東へ約100m、現況は畑です。隣接状況は東側が里道、南側、北側が田で同意あり、西側が雑種地です。転用理由は農業経営の縮小を考え、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。排水等は自然浸透及び南側側溝へ排水します。問題ないと思います。7番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約400m、現況は休耕田です。隣接状況は東側が譲渡人の田、南側、西側が田で同意あり、北側は公衆用道路と田で同意がございません。水利組合は不要です。転用理由は農業経営の縮小を考え、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。排水等は自然浸透及び東側側溝へ排水します。問題ないと思います。8番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約400m、現況は休耕田です。隣接状況は東側、南側が公衆用道路、西側、北側が里道と水路です。水利組合は不要です。転用理由は農業経営の縮小を考え、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。排水等は自然浸透及び西側水路へ排水します。問題ないと思います。以上です。

議 長
〇〇番 委員
議 長
〇〇番 委員
議 長
〇〇番 委員

議 長
〇〇番 委員

議 長
〇〇番 委員

議 長

ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番〇〇です。1番については、異議ございません。
はい、2番。
〇〇番〇〇です。2番については、異議ございません。
はい、3番。
〇〇番〇〇です。3番については、隣接、水利同意もありますので、異議
ございません。4番については、孫の住宅ということで、周囲は自分の畑
です。異議ございません。
はい、5番。
〇〇番〇〇です。5番については、周辺の同意も得られておりますので異
議ございません。6番については、進入路や排水路について地元行政局と
譲渡人と協議済みです。異議ございません。
はい、7番。
〇〇番〇〇です。7番、8番について、現地を調査して参りました。〇〇
〇〇委員にも意見を聞いております。現地調査委員さんの報告のとおりで
す。異議ございません。
はい、以上8件異議なしとのことでございます。そのように取り計らって

よろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。

片井 企画員 10ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は456㎡の内9.12㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は780㎡の内9.12㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は85㎡の内1.00㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は280㎡の内9.12㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は271㎡の内11.55㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は319㎡の内73.875㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、鉄塔1本、機器装置一式です。以上6件、ご報告申し上げます。

議 長 報告第1号の6件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それでは他の案件ですが、8月の県農業会議提出案件の4条3件、5条11件について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございましたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございます。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後3時11分終了